

◎新潟県告示第672号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成25年4月16日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社萱森商事 代表取締役 萱森 誠
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県加茂市青海町二丁目7番5号
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般一23）第43875号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因なった事実

株式会社萱森商事の取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、新潟地方裁判所三条支部から懲役1年（執行猶予3年）及び罰金50万円の判決を受け、平成24年10月11日にその刑が確定している。このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。